



納税 税務課からのお知らせ

問 税務課 滞納対策室
☎476-1111(115・116)

◆税金等の納め忘れはありませんか！～7月は軽自動車税徴収強化月間です～

町では、税負担の公平性を確保するため、7月を『軽自動車税徴収強化月間』と定め、タイヤロック装置を用いた自動車の差し押さえに取り組みます。

町税等の滞納処分のためにタイヤロックを実施します！



※もし、差し押さえを受けて、タイヤロックや公示書を解除、破壊した場合には、**刑法第96条**の規定により3年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられます。

【タイヤロックとは？】

○車両のタイヤに取り付ける器具のことで、施錠することにより、車両を動かさないようにします。

【公示書とは？】

○車両のサイドミラーなどに取り付け、車両をタイヤロック（差し押さえ）されたことを公示するためのものです。

【タイヤロックについて】

- 税金などの滞納者には、差し押さえの一環として予告なしにタイヤロックを実施します。
- 一括納付できない事情などがある場合、納税相談を受け付けますので、必ず税務課までお越しください。
- タイヤロック装置をした場合、自動車などは運行できなくなります。
また、タイヤロック後も完納されない場合は、公売処分し納税に充当します。

納税は便利な『口座振替』をご利用ください！

これからも大崎町は滞納を許しません！